

海の安全レポート

第七管区海上保安本部
海の安全推進室
TEL093-331-6395(交通部安全対策課)

第178号 令和4年1月号

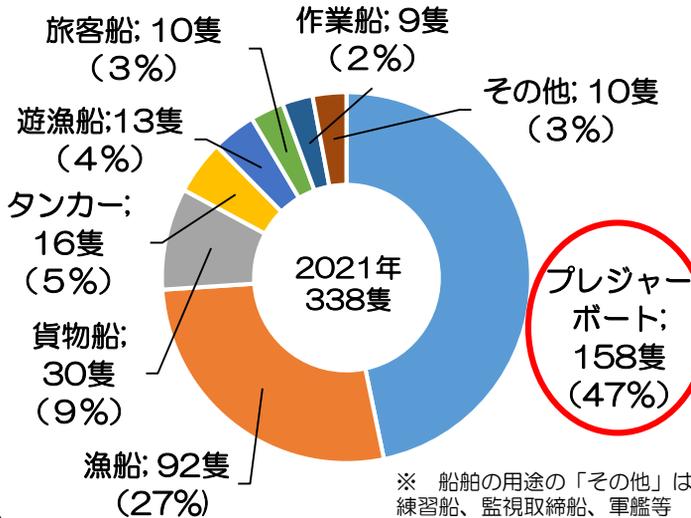


BACKNUMBER (二次元コードは右側をご利用ください。)

https://www.kaiho.mlit.go.jp/07kanku/gyoumu/kyunan/marine_zen_report/

令和3年の船舶海難発生状況

船舶種類別発生状況



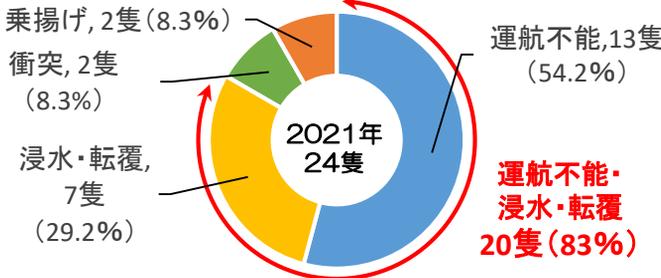
【船舶海難】

令和3年で発生したプレジャーボート海難は、158隻と全体(338隻)の47%を占めており、令和2年(147隻)と比べ11隻増加しています。プレジャーボートの中でもミニボートの海難が24隻と令和2年(13隻)の約2倍に急増し、過去10年間のミニボートの海難隻数でワースト1になります。

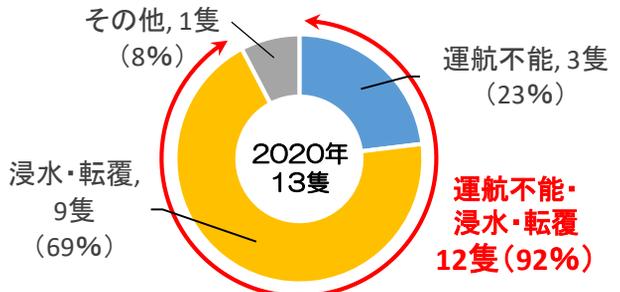
ミニボートとは、

- 船舶の長さ(登録長さ)が3m未満(船体長さが3.33m未満)
- 推進機関の出力が1.5kw未満(2馬力以下)のボートのことで、小型船舶操縦免許が不要、法令に基づく船舶検査も不要となっています。

令和3年ミニボート海難種類別



令和2年ミニボート海難種類別



令和3年のミニボート海難で最も多かった機関故障等による運航不能は13隻(前年10隻増)、次に多い浸水・転覆は7隻(前年2減)です。令和2、3年ともに「運航不能」と「浸水・転覆」の海難で80%以上を占めています。

ミニボートに関する注意点

○機関故障等による運航不能

主な原因は定期的に船外機を整備していなかったことによるものです。以下のことに注意しましょう。

- 船外機は定期的に業者に整備してもらいましょう
- 運航不能になったときのためにオールを備え置きましょう

○浸水・転覆の主な原因と対策

主な原因は気象海象不注意や乗船者が移動時にバランスを崩したことによるものです。以下のことに注意しましょう。

- 出航前及び釣り中も最新の気象情報を入手する・不用意に船内で立ち上がって移動しない
- 安定性を高めるためにサイドフロートを装備する



サイドフロート

ミニボートに関する詳しい情報については右の二次元コードから「ウォーターセーフティガイドのミニボート編」をご覧ください!

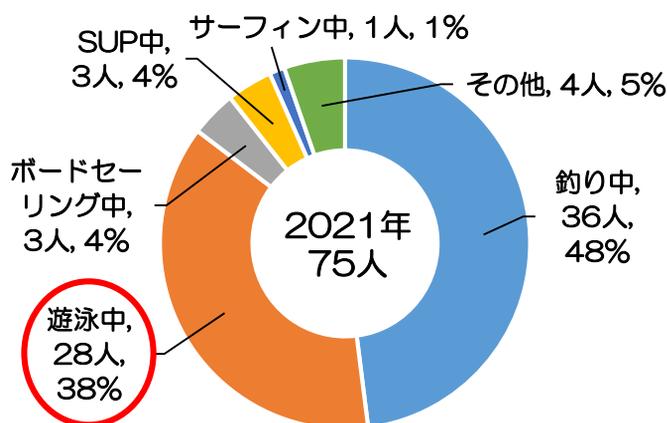


【人身事故】

令和3年で発生した人身事故は、全体で270人と令和2年と比べ増減はありませんでしたが、その内マリンレジャーに伴う海浜事故（75人）の中でも釣り中の事故が36人で令和2年（39人）と比べて3人減少、一方で遊泳中に発生した事故が28人と令和2年（14人）に比べて**2倍に急増しました。**

活動種類別発生状況

（マリンレジャーに伴う海浜事故）



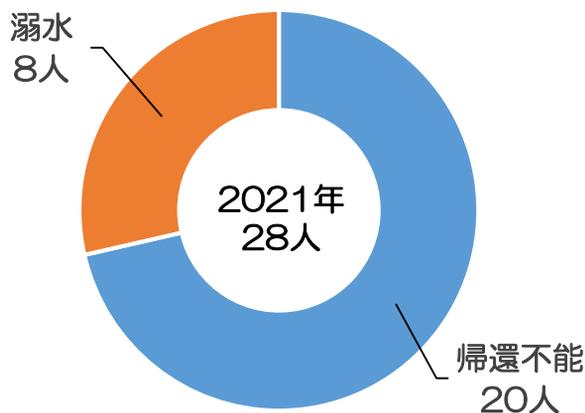
～救助者も帰還不能になる事案発生～

令和3年7月4日（日）1600頃、山口県下関市所在の安岡海水浴場で少年14名が遊泳していたところ、14名のうち少年1名（17歳）が沖に流されていることに気がきました。

少年の内2名が浮き輪を持って救助に向かったが少年3名とも一緒に流されたため、付近の目撃者が119番通報し、消防のゴムボートにより少年3名は救助されました。



令和3年遊泳中の事故



遊泳中の事故の大半は**帰還不能**が占めており、主な原因は**風、波、潮流の影響**で沖に流されたものです。

帰還不能とならないための注意事項

遊泳中に沖へ流され帰還不能にならないためには、以下の事項を守りましょう。

- ◆海水浴に出かける前に、気象海象を確認しましょう
- ◆遊泳中に風や波が強くなってきた場合は、速やかに陸へ上がりましょう
- ◆離岸流の発生しやすい突堤や構造物の近くでは泳がないようにしましょう
- ◆離岸流で沖に流されても陸に向かって泳がず、海岸と並行に泳いで逃げましょう
- ◆海水浴場での単独行動は避け、複数人で行動するようにしましょう
- ◆保護者は子供から目を離さないようにしましょう
- ◆遊泳区域が定まった監視員のいる開設海水浴場で遊泳するようにしましょう

※もし急な潮流で沖に流されてしまい、陸岸に戻れなくなった場合は、**体力を消耗させないため無理に泳がず、浮いて周囲の助けを待ちましょう**

【遊泳に関する安全情報】

詳しくは、右の二次元コードをご利用し、**ウォーターセーフティガイド（遊泳編）**をご覧ください



ウォーターセーフティガイド
（遊泳編）

